

一般事業主行動計画

社会福祉法人 悠遊

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

平成30年3月1日～平成32年2月28日

2、内容

- 目標1 育児・介護休業法や、労働基準法等に基づく諸制度の周知と着実な運用体制を確立

対策

- ・平成30年10月 推進責任者を選任し管理職を対象に教育研修を実施する。
- ・平成31年4月～ 全職員に周知を行い、制度についての理解を進め、定期的に検証する。

- 目標2 子育てする労働者に対し始業時間、終業時間の繰上げ・繰下げ制度の導入後の検証と推進

対策

- ・平成30年10月 実施状況の確認。対象者の聞き取り。
- ・平成31年4月 制度定着に向けた業務内容の見直し。

- 目標3 「子の看護休暇」を取り易くするため時間単位で取得できる制度を導入

対策

- ・平成30年10月 情報収集と社員の具体的なニーズ調査
- ・平成31年4月 制度の導入と社員への周知

- 目標4 所定外労働の削減のための業務見直しとノー残業ダイの導入

対策

- ・平成30年12月まで 各事業所での業務内容の見直しと点検。事業効率化を図るための施策の策定。
- ・平成31年4月～ 各事業所での月1回のノー残業ダイの実施。

- 目標 5 若年者のインターンシップ、職場体験、研修等の受入やトライアル雇用の推進に向けて体制を充実させていく

対策

- ・平成 30 年 5 月 新卒者対象にワンデイインターンシップの実施。さらに長期インターンシップ受入れの実施。職場体験活動（6 事業所への拡大）学生の体験研修等について継続する
- ・平成 31 年 4 月～ 今年度事業計画に、法人全体及び事業所毎に、計画的に受入計画を立てる。